

## 八丁味噌事件

—G / 登録をめぐり審査請求、登録処分取消請求がなされた事案—

審査請求令和3年3月19日裁決（2食産第6461号）

（農林水産省ホームページ）

東京地判令和4年6月28日（令和3年（行ウ）第381号）登録処分取消請求事件

知財高判令和5年3月8日（令和4年（行コ）第10002号）登録処分取消請求控訴事件

（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

室谷法律事務所

知的財産法研究会 弁護士 室谷 和彦

### 第1 はじめに

#### 1 概要

愛知県味噌溜醤油工業協同組合が、生産地の範囲を「愛知県」とする豆味噌について、名称を「八丁味噌」として、地理的表示法に基づく登録の申請を行い、平成29年12月、登録を受けた。

これに対して、八丁味噌の発祥地である岡崎市の業者でつくる八丁味噌協同組合（以下「八丁組合」という。）が、平成30年3月、不服審査を請求したところ、令和3年3月19日、本件審査請求を棄却する裁決がなされた（審査請求事件）。

岡崎市の老舗業者である株式会社まるや八丁味噌（八丁組合を構成する老舗、以下「X」という。）が、単独で、令和3年9月17日、上記登録処分の取消しを求め、東京地裁に対して登録処分取消請求の訴えを提起した。東京地裁は令和4年6月28日、出訴期間を徒過しているとして、本件訴えを却下した（登録処分取消請求事件）。

Xは、これを不服として控訴したが、令和5年3月8日、控訴棄却の判決がなされた（登録処分取消請求控訴事件）。

#### 2 審査請求と取消訴訟

上記審査請求事件（行政不服審査法に基づく）は、審査請求人を八丁組合、処分庁を農林水産大臣とするものであり、審査庁である農林水産大臣により、裁決がなされている。

これに対して、上記登録処分取消請求事件（行政事件訴訟法に基づく）は、原告をX、被告を国とし、裁判所に行政処分の取消を求める訴訟である。

審査請求と登録処分取消請求は、ともに、行政処分に対する不服を申し立てる制度であるが、

別々の制度であり<sup>1</sup>、審査請求を経ずに、登録処分に対する取消訴訟を提起することもできる。

東京地裁は、登録処分取消請求の訴えについて、出訴期間徒過を理由に訴えを却下する判決をなし、知財高裁も、出訴期間徒過を認めて、控訴棄却の判決をなした。

このように、これらの判決は、地理的表示法に基づく登録要件について、正面から争われたものではない。

そのため、以下では、審査請求を中心に取り上げ、上記判決については、地理的表示法に関連する範囲で取り上げるものとする。

## 第2 県組合登録に至る経緯

### 1 当事者等

Xは、愛知県岡崎市八丁町において、長年にわたり、生産、販売をする豆味噌に「八丁味噌」という表示をして事業を行う株式会社である。

Xは、八丁組合の組合員である。八丁組合は、X、A1、A2、A3の4社の組合員から成る（以下、XとA1を併せて「岡崎2社」という。）。

愛知県味噌溜醤油工業協同組合（以下「県組合」という。）は、「八丁味噌」の名称を付した豆味噌を生産、販売するB1～B6（以下、「愛知6社」という。）の組合員で構成される事業協同組合である。

### 2 地理的表示法7条1項に基づく登録の申請等

八丁組合は、平成27年6月1日、地理的表示法7条1項に基づき、生産地を「愛知県岡崎市八帖町」とする豆味噌につき、名称を「八丁味噌（ハッチョウミソ）、HATCHO MISO」とする登録の申請を行った。

その直後、県組合は、平成27年6月24日、地理的表示法7条1項に基づき、生産地を「愛知県」とする豆味噌につき、名称を「八丁味噌（ハッチョウミソ）」とする登録の申請（以下「本件申請」という。）を行った。

八丁組合は、平成29年6月14日、前記申請を取り下げた。<sup>2</sup>

平成29年12月15日、地理的表示法12条1項に基づき、本件申請について、登録生産者団体を県組合、名称を「八丁味噌（ハッチョウミソ）」、生産地を「愛知県」として、「八丁味噌」が地理的表示登録された（以下、「本件処分」といい、本件処分の登録に係る特定農林水産物等を「本件登録八丁味噌」という。）。

---

1 登録処分取消請求は、登録処分について取り消しを求めるものである。審査請求を棄却する審決についても取消訴訟を提起できるが、本件では、八丁組合は、取消訴訟を提起せず、確定している。

2 取下げの理由について、後述の第三者委員会報告書には、次のように記載されている。

「岡崎市八帖町の外でも『八丁味噌』が製造されていること、昭和初期には『八丁味噌』の文字を含む商標が県組合会員企業により登録されていたこと等の理由があり、農林水産省から八丁組合に対し『岡崎市八帖町』と限定している生産地を『愛知県』に変更ができないか打診を行ったが、八丁組合は申請を取り下げた。八丁組合の申請取下げにより、生産地を愛知県とした後願の県組合の申請の審査が開始され、法令に基づく登録の拒否理由が存在しないとして、平成29年12月15日に県組合の『八丁味噌』が地理的表示登録された。」

3 県組合の登録の内容

【農林水産省 登録の公示 登録番号第49号から引用】

八丁味噌		
1	登録番号	第 49 号
2	登録年月日	平成 29 年 12 月 15 日
3	登録の申請の番号	第 27 号
4	登録の申請の年月日	平成 27 年 6 月 24 日
5	登録生産者団体の名称	愛知県味噌溜醤油工業協同組合
6	登録生産者団体の住所	愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 16 番 7 号
7	登録生産者団体の代表者の氏名	代表理事 中村 光一郎
8	登録生産者団体のウェブサイトのアドレス	<a href="http://www.aichimisotamari.or.jp">http://www.aichimisotamari.or.jp</a> 【外部リンク】
9	特定農林水産物等の区分	第 8 類 調味料類 みそ（豆味噌）
10	特定農林水産物等の名称	八丁味噌（ハッチョウミソ）、Hatcho Miso （※「八丁味噌」の「噌」の字については、環境依存文字のため、表示・印字の環境によっては、異なる字体で表示・印字されることがある。正確な表記は「噌」である。以下、「八丁味噌」については、全て同様。）
11	特定農林水産物等の生産地	愛知県
	特定農林水産物等の特性	<p>「八丁味噌」の生産地である愛知県は、高温多湿な気候であり、味噌造りで重要な製麹過程で腐敗することが多く、安定した味噌造りができなかった。そこで、「八丁味噌」に関しては、高温多湿でも安全に麹造りができるように大豆だけで味噌玉を作って大豆に直接麹菌を付ける「味噌玉造り製法」が定着してきた歴史がある。加えて、「八丁味噌」の仕込後の熟成温度の高さは、大豆の分解が進み易く、うまみが強く、色が濃い特徴的な味噌ができる自然的な条件でもある。</p> <p>愛知県の高温多湿な気候により人は汗をかきやすく、発汗により不足する塩分や栄養価の高いタンパク質の補給を「八丁味噌」が担うことで、古くから人々の健康維持に役立ってきた。</p> <p>また、愛知県の嗜好性として濃い味を好むこともあいまって、味噌かつ、味噌おでん、味噌煮込み、味噌鍋など、いわゆる「名古屋めし」の代表的な調味料として、「八丁味噌」は愛知県内に定着し、愛知県の特産品として広く認知されているものである。</p> <p>「八丁味噌」は、他の地域の味噌（米味噌等）の主原料が米（又は麦）、大豆、食塩であるのに対し、大豆と食塩のみである点で明らかに異なる。「八丁味噌」は、赤褐色で色が濃く（概ね Y 値 3.0%以下）、適度な酸味があり（概ね pH4.8～5.2 程度）、うまみが強いだけでなく、苦渋味を有する独特な風味を持つ。</p>
	特定農林水産物等の生産の方法	<p>「八丁味噌」の生産の方法は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 原料 「八丁味噌」は豆味噌であり、その原料は大豆及び塩である。</p> <p>(2) 原料処理・製麹方法 蒸した大豆で直径 20mm 以上、長さ 50mm 以上の大きさの味噌玉を作り、その表面に麹菌を繁殖させて豆麹を作る。</p> <p>(3) 仕込・熟成 豆麹、塩、水を混ぜてタンク（醸造桶）に仕込み、重しをのせて 1 年以上（温度調整を行う場合 25℃以上で最低 10 か月間）熟成させる。</p> <p>重しは、負荷をかけることにより、仕込み・発酵を均一化・安定化させ、味噌タンク中の空気を追い出し、味噌の酸化を抑える目的で使用し、その形状は問わない。</p> <p>(4) 出荷基準 「八丁味噌」特有の酸味（概ね pH は 4.8～5.2 程度）、うまみ、苦渋味を有し、異味異臭がなく、赤褐色（概ね Y 値 3.0%以下）を呈していることを確認する。</p> <p>(5) 最終製品としての形態 「八丁味噌」の最終製品としての形態は、味噌（加工品）である。</p>

14	<p>特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること理由</p> <p>「八丁味噌」の生産地である愛知県は、高温多湿な気候であり、味噌造りで重要な製麹過程で腐敗することが多く、安定した味噌造りができなかった。そこで、「八丁味噌」に関しては、高温多湿でも安全に麹造りができるように大豆だけで味噌玉を作って大豆に直接麹菌を付ける「味噌玉造り製法」が定着してきた歴史がある。しかも、「八丁味噌」は、仕込後の熟成温度も高いため、大豆の分解が進み易く、うまみが強く、色が濃い特徴的な味噌ができる自然的な条件を備えていた。これらの自然的条件を備えた生産地（愛知県）において「八丁味噌」を生産することにより、「八丁味噌」は、他の産地の一般的な味噌（米味噌等）と比べて、色が濃く、適度な酸味があり、うまみが強いだけでなく、苦渋味を有するといった特性が生まれる。</p>								
15	<p>特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績</p> <p>「八丁味噌」の生産地である愛知県は、高温多湿な気候であり、味噌造りで重要な製麹過程で腐敗することが多く、安定した味噌造りができなかった。そこで、「八丁味噌」は、高温多湿でも安全に麹造りができるように大豆だけで味噌玉を作って大豆に直接麹菌を付ける「味噌玉造り製法」が天保弘化嘉永（1830年～1844年）頃から定着してきた歴史がある。しかも、「八丁味噌」は、仕込後の熟成温度も高いため、大豆の分解が進み易く、うまみが強く、色が濃い特徴的な味噌ができる自然的な条件を備えていた。</p> <p>また、愛知県の嗜好性として濃い味を好むこともあいまって、味噌かつ、味噌おでん、味噌煮込み、味噌鍋など、いわゆる「名古屋めし」の代表的な調味料として、「八丁味噌」は愛知県内に定着し、愛知県の特産品として広く認知されているものである。</p> <p>出荷された「八丁味噌」について、平成24年から26年までの過去3年間の出荷数量は下記の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="240 846 775 1025"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>出荷数量（トン）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年</td> <td>728.7</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>613.9</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>646.3</td> </tr> </tbody> </table>	年次	出荷数量（トン）	平成24年	728.7	平成25年	613.9	平成26年	646.3
年次	出荷数量（トン）								
平成24年	728.7								
平成25年	613.9								
平成26年	646.3								

以下 略

### 第3 審査請求事件

#### 1 審査請求及びその後の経緯

##### (1) 審査請求

八丁組合は、平成30年3月14日付けで、処分庁である農林水産大臣が行った本件処分について不服があるとして、行政不服審査法第42条第2項の規定に基づき、審査庁である農林水産大臣に対し、本件処分の取消を求める本件審査請求を提起した（2食産第6461号）。

##### (2) 行政不服審査会

審査庁は、令和元年5月27日、行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

審査会は、令和元年9月27日付け行審第228号（令和元年度答申第35号）により、審査庁に対して答申した（以下「本件答申」という。）。

本件答申においては、「本件審査請求については、参加人愛知県味噌溜醤油工業協同組合による地理的表示法13条1項3号イに該当する登録拒否事由がないかについて、更に調査検討を尽くす必要があるから、本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、現時点においては妥当とはいえない。」と結論づけられた。

##### (3) 第三者委員会

審査庁は、本件答申の結論を踏まえ、本件申請に係る審査における「確立した特性」としての社会的評価の認定等について、専門的な見地から調査検討を行うため、「『八丁味噌』の地理的表示登録に関する第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）を設置した。第三者委員会は、

令和3年3月12日、審査庁に対し、当該調査検討の結果をまとめた報告書（以下「本件報告書」<sup>3</sup>という。）を提出した。本件報告書においては、「（本件申請に係る）「八丁味噌」の確立した特性としての社会的評価の認定についての処分庁の判断は適当である」と結論づけられた。

## 2 審理関係人の主張の要旨

審査請求人（八丁組合）	処分庁（農林水産大臣） 参加人（県組合）
<p>1 3号イ事由</p> <p>地理的表示法第13条第1項第3号イは、「登録の申請に係る農林水産物等」が「特定農林水産物等でないとき」を登録拒否事由（以下「3号イ事由」という。）としている。「特定農林水産物等」の該当性要件について、「生産地・生産の方法が特性と結びついていることを矛盾なく合理的に説明できること」とされるところ、「八丁味噌」について生産地、生産方法と特性が結びついているか。</p>	
<p>生産地の範囲が特定されない。 岡崎市（八帖町）か愛知県全域かの争いあり。 →生産地と特性が結びついていない</p>	<p>「八丁味噌」の発祥の地が愛知県の岡崎市であることには争いが無いが、愛知県の各所で「八丁味噌」が生産されている。</p>
<p>愛知6社の八丁味噌には、発酵を抑制するための酒精を使用している。 →生産方法と特性が結びついていない</p>	<p>愛知6社の八丁味噌にアルコールが加えられているのは、熟成後の膨張等を防止する目的での添加剤にすぎない。 豆味噌の特性に差異をもたらさない。</p>
<p>2 4号イ事由</p> <p>地理的表示法第13条第1項第4号イは、登録の申請に係る農林水産物等の名称が「普通名称であるとき、その他当該申請農林水産物等について第2条第2項各号に掲げる事項を特定することができない名称であるとき」を登録拒否事由（以下「4号イ事由」という。）としている。同法第2条第2項第2号に規定された「品質、社会的評価その他の確立した特性が前号の生産地に主として帰せられるものであること」を特定することができるか。</p>	
<p>愛知6社の八丁味噌は、愛知県、三重県、岐阜県において生産されている一般的な豆味噌の特性を有するのみ。岡崎2社の八丁味噌は江戸時代から継承された伝統製法による。「八丁味噌」の名称は、岡崎2社の八丁味噌を指す（少なくとも、当該豆味噌に極めて密接に結びついた名称である）と認識されている。</p>	<p>愛知6社が生産する「八丁味噌」の生産方法と岡崎2社が生産する「八丁味噌」の生産方法の原理は同じ。 「八丁味噌」の名称は、愛知6社によっても用いられており、「八丁味噌」の生産地が愛知県であることは需要者の間において認識されている。 (参) 味覚センサーによる検査、官能検査、成分分析によっても両者の八丁味噌の特性に大きな違いはない。</p>

3 第三者委員会の報告書は、農林水産省ホームページ内に掲載されている。[https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/gi\\_iinkai/attach/pdf/8-iinkai-8.pdf](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/gi_iinkai/attach/pdf/8-iinkai-8.pdf)

<p>岡崎 2 社が江戸時代から豆味噌を生産・販売し、遅くとも明治時代には「八丁味噌」の商標を用いていたこと、その豆味噌がこれまで数々の賞を受賞するとともに、全国新聞や雑誌等で広く取り上げられ、「八丁味噌」は岡崎 2 社が生産する豆味噌の表示として需要者に広く認識されている（不競法 2 条 1 項 1 号 2 号 該当）。</p>	<p>「八丁味噌」の名称は、岡崎 2 社だけでなく愛知 6 社も使用していること、また、東京高等裁判所平成 2 年 4 月 12 日判決（平成元年（行ケ）112）<sup>4</sup>においても取引上の識別機能は認められないとされていること等から、自他識別機能又は出所表示機能を有するとはいえず、不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為を組成する名称には該当しない。（参）愛知 6 社も「八丁味噌」という名称を用いた豆味噌を古くから生産していたこと及び「八丁味噌」の文字を構成中に含む商標の登録を受けるなどして「八丁味噌」の名称を使用してきた<sup>5</sup>ことから、「八丁味噌」の名称は、岡崎 2 社が生産する「八丁味噌」だけでなく、愛知 6 社が生産する「八丁味噌」をも指すものとして需要者に認識されている。</p>
<p>岡崎 2 社の八丁味噌は、地域産業資源の指定や、「本場の本物」地域食品ブランド表示基準制度による認定を受けている。本件処分は、これらに矛盾。</p>	<p>岡崎市以外で「八丁味噌」が生産されていることを否定するものではなく、本件処分とは矛盾しない。</p>

### 3 裁決 本件審査請求 棄却

#### (1) 3号イ事由について

審査庁は、次のように判断して、「八丁味噌」について生産地、生産方法と特性が結びついていると判断した。

「ア 愛知 6 社の八丁味噌と岡崎 2 社の八丁味噌の製法及び品質に関する異同について

審査請求人は、・・・略・・・生産地の人的要因の要素の 1 つとして製法における違いを挙げ、味噌玉の大きさ、仕込み容器、重し、仕込み水分、熟成期間、酒精の使用、という点において両者は異なると主張する。

審理関係資料によれば、八丁組合が古来からの製法を相対的に維持していることは認められる。しかしながら、大豆と塩のみを原料とし、蒸した大豆で作った大きめの味噌玉の表面に麹菌を繁殖させて豆麹を作ること及び仕込みを行った上で重りをのせて長期熟成させるといった豆味噌製造の基本的な部分が共通していることに加え、愛知 6 社の中にも、岡崎 2 社と同じような大きな味噌玉、低い仕込み水分量、長期間熟成等の製法を用いて生産された『八丁味噌』が認めら

#### 4 東京高等裁判所平成 2 年 4 月 12 日判決（平成元年（行ケ）112） 裁判所HP

「合資会社八丁味噌」なる商標出願について、特許庁は、拒絶査定をなし、さらに、不成立審決がなされた。これについての、審決取消訴訟において、裁判所は、「八丁味噌」なる文字部分に取引上識別機能があると認めることはできないから、本願商標は何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標といわざるを得ないと判断して、原告の請求を棄却した。

#### 5 愛知 6 社の登録商標としては、次のような商標が挙げられる（知財高裁判決 別紙P31～35）。

「イチビキ八丁味噌」「ナカリ八丁みそ」「ますづか八丁味噌」「ヤマイヅミ／八丁味噌」「ナカモ八丁味噌」など

れる。

そして、参加人が行った成分分析等において、愛知6社の八丁味噌と岡崎2社の八丁味噌との間に、『八丁味噌』の品質（味や色）に有意な差を認めることはできなかったことも勘案すれば、品質によって両者の『八丁味噌』の特性が全く異なると区別できるものとは認められない。」

「愛知6社の八丁味噌には、酒精が加えられているものがあるという点についても、全国味噌工業協同組合連合会の作成した文書によれば『容器の膨張につながる包装後のガス発生や味噌の香味を損なう産膜酵母の発生を防止するため、豆味噌においては米味噌と同様に熟成終了後に酒精を添加する。…また、酒精は豆味噌の香味等の品質には影響しない』と記載されていること等から、酒精は原材料として用いられているのではなく、劣化を防止するための食品添加物として加えられているに過ぎず、酒精が加えられたことにより特性が全く異なるものになるとは認められない。」

#### 「イ 本件登録八丁味噌の社会的評価について

(ア) 審査請求人は、社会的評価・評判においても本件登録八丁味噌と岡崎2社の八丁味噌は大きく異なると主張するのでこの点検討する。

地理的表示保護制度は、産品の名称を特性・生産の方法等の基準とともに登録し、地域共有の知的財産として保護する制度であり、産品の品質だけでなく、社会的な評価も考慮してその特性を認めることができる。産品の名称を地域共有の知的財産として保護する地理的表示保護制度の趣旨に鑑みれば、社会的評価の有無については、地域と結び付いた同一の名称を使用する産品全体について、他の同種の産品とは異なる共通の社会的評価を有しているかどうかの観点から審査すべきであり、同一名称を用いる産品の中における特定の産品に対する社会的評価の差は、当該名称の産品に係る社会的評価の審査においては直接関係しないものというべきである。

(イ) 原処分関係資料、審理提出資料及び答申における指摘も踏まえ第三者委員会を通じた当審査庁による社会的評価に関する追加調査検討の結果得られた資料によれば、以下の事実が認められる。

① 岡崎2社の八丁味噌の製法には、重しとして円錐形に石積みをするなど愛知6社の八丁味噌の製法とは一部相違点がみられ、八丁味噌の伝統的製法である円錐状の石積みと木桶の景観は、『八丁味噌』の社会的評価を構成する一要素となるものと考えられるが、一方、本件先行申請の時に参考人より提出された意見書及び添付資料によれば、岡崎2社のほか、本件登録八丁味噌を製造する業者についても、石積、木桶の伝統的製法で製造していることが雑誌等で紹介されてきた事実が認められること。

② 昭和3年に参加人組合員である中利株式会社が製造販売した『昭和八丁味噌』をはじめ、昭和初期以降『八丁味噌』という名称の味噌を生産する業者が増加し、本件処分時点において、岡崎市外の愛知県各地に分布して所在する愛知6社が『八丁味噌』という名称の味噌を生産していること。平成28年の愛知6社の『八丁味噌』の出荷量は、岡崎2社の『八丁味噌』の出荷量の約83%にのぼり、その生産量は相当な規模になっていること。

③ 愛知6社は、『八丁味噌』の文字を構成中に含む商標の登録を受け、自社の商品を示す名称として『八丁味噌』を使用し続けてきた事実があること。また実際に、取引業者の間でも、岡崎2社以外にも『八丁味噌』という味噌を生産する業者が存在することが認識されていること。

④ 参加人組合員であるイチビキ株式会社が大正時代に特許を取得したみそ玉製造機があり、この特許を独占せず、広く豆味噌製造業者に開示し、豆味噌作りの基本技術として広く使われ、また、みそ玉製造機を八丁組合2社が所有していたこと。

⑤ 全国味噌業公正取引協議会は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づき『みその表示に関する公正競争規約』を定め、当該規約に違反する行為があると認めるときは、違反に対する措置を取ることができるところ、商品名に特定の地域名を表示する場合等を定めた当該規約の施行規則においては、『当該地域で古くから広く認知された特徴を備え、その地域で生産、加工及び包装されたもの』との条件を定めていること。また、第三者委員会に提出された全国味噌業公正取引協議会の陳述書によると、八丁味噌の地理的表示登録以前（平成18年頃）において、愛知県外の事業者が自社の豆味噌の表示として『八丁味噌』を使用した場合には、当該名称を使用しないよう指導していたこと。

⑥ 参加人組合員1社の生産する『八丁味噌』の使用例として、味噌カツ、みそだれ、味噌煮込み等いわゆる『名古屋めし』の調味料として用いられていること。また、参加人組合員の販売する複数品目のいわゆる『名古屋めし』関連商品名に『八丁みそ』又は『八丁味噌』が使用されていること。

⑦ 両者の八丁味噌の販売価格（令和2年6月調査）について、参加人組合員の製造に係る豆味噌及び審査請求人組合員の製造に係る豆味噌ともに、『八丁味噌』の名称を付したものとそうでないものとの間で1.5倍～2倍程度の差がみられること。また、両者の一部の『八丁味噌』は同価格帯で販売されており、愛知6社の八丁味噌と岡崎2社の八丁味噌の販売価格において、明確な差が必ずしもあるとは認められないこと。

（ウ）上記①から⑤までの事実に鑑みれば、愛知6社の八丁味噌にも、歴史的な生産実績、その名称使用に基づいた古くからの需要者の認知があったことが認められる。また、上記②及び⑥の事実によれば、本件登録八丁味噌が業務用含め相当量流通し、『八丁味噌』として外食産業や加工品等に使用されていることにより、『名古屋めし』の代表的な調味料として愛知県内に定着し、愛知県の特産品として認知されているものと認められる。さらに、上記⑦の事実のとおり、社会的評価の外形的表れとも解される販売価格について、愛知6社の生産する『八丁味噌』の名称を付したものとそうでない豆味噌との間で1.5倍～2倍程度の差がみられる。当該価格は令和2年6月時点で調査されたものではあるが、処分時から約2年6ヵ月後の価格であり、処分時の価格から大きく外れたものではないと解される。

このように『八丁味噌』の社会的評価は、『八丁味噌』の品質や生産拡大に寄与した技術的な面や商標権取得等も含めた『八丁味噌』の認知度向上の面等において、参加人組合員の貢献があり、本件登録八丁味噌は、これらの社会的評価を踏まえて登録されたものと認められる。

（エ）また、社会的評価の認定に関連し、審査請求人は、岡崎市内において21,905人、同市を除く愛知県内では25,342人、合計53,081人が本件処分の見直しを要望する署名をしている事実により、『「八丁味噌」の名称が、岡崎2社が岡崎市において作る「八丁味噌」の表示として、少なくとも愛知県内、更にいえば岡崎市内において、消費者の間で広く認識されていることはあまりに明白であるといえる』と主張し、本件答申においても当該署名の結果からは『「八丁味噌」との名称が付された豆味噌は、岡崎2社が岡崎市内において生産する豆味噌が、（愛知県ではなく）岡崎市の特産品として相当程度認知されていることがうかがわれる』とする。

しかしながら、当該署名に用いられた用紙には『この登録により、現状古来からの伝統的な製法を守り続けている八丁味噌製造業者の方が「八丁味噌」の名称使用に制約を受けることとなり、今後海外で「八丁味噌」としてその商品を販売できなくなるおそれも生じています』との記載がある。地理的表示法上、審査請求人が登録生産者団体として追加されれば、現状の製法を変更することなく『八丁味噌』の名称を制約なく用いることができ、あるいは現状でも岡崎2社の八丁味噌は先使用の例外（地理的表示法第3条第2項第4号）により先使用期間の7年経過後も本件



登録八丁味噌との混同を防ぐのに適当な表示することを条件として『八丁味噌』の名称使用が認められるところ、当該署名は、そのような制度を十分理解しないまま、審査請求人が『八丁味噌』の名称使用の制約を受けることへの反対を示す趣旨で署名されたものが相当数含まれているとも考えられる。よって、当該署名結果は岡崎2社の八丁味噌が伝統的製法により岡崎市八帖町で生産された『八丁味噌』として認知されていることを示すものではあっても、これをもって必ずしも愛知6社の八丁味噌を含む『八丁味噌』の認知がどうであるかを示すものではなく、前項（ウ）に認定した本件登録八丁味噌の社会的評価を否定するものとはいえない。

（オ）したがって、上記の生産に係る歴史的事実、名古屋めしを代表する調味料としての認知、そして価格に裏付けられた、愛知県の共有財産としての『八丁味噌』の社会的評価は、岡崎2社及び愛知6社を含めた愛知県内で生産された八丁味噌により形成されているとすることが適当である。」

審査庁は、上記の認定をもとに、生産地の範囲について、①岡崎市以外の愛知県内の生産業者においても「八丁味噌」の名称を使用している、②本件登録八丁味噌の生産地は愛知県内に限定されている、③「みその表示に関する公正競争規約」により、愛知県外の事業者が自社の豆味噌の表示として「八丁味噌」を使用した場合には、当該名称を使用しないよう指導していたと認定して、生産地の範囲は特定できていたと判断した。

また、生産の方法と特性との結び付きについても、酒精は添加物にすぎないとして、これを肯定した。

## （2） 4号イ事由について

審査庁は、上記の認定から、本件登録八丁味噌が、愛知県を「生産地」とし、「品質、社会的評価その他の確立した特性が生産地に主として帰せられるものであること」が認められると判断した。

そして、次のように述べて、生産地が愛知県であることを需要者は認識していると判断した。

「（ア）まず、『八丁味噌』という名称の味噌は、愛知県岡崎市が発祥であることは審判関係人の間で争いが無い。しかしながら、理由第2.2(2)イ（イ）②のとおり、遅くとも昭和初期以降、『八丁味噌』を生産する業者は愛知県各地に広がり、登録時には愛知6社も『八丁味噌』を生産し、その生産量は相当な規模になっている。また、同③のとおり、愛知6社は、『八丁味噌』の文字を構成中に含む商標の登録を受け、また自社の商品を示す名称として『八丁味噌』を使用し続けてきた事実が認められる。実際に、取引業者の間でも、岡崎2社以外にも『八丁味噌』を生産する業者が存在することが認識されており、同①のとおり、本件申請に提出されている刊行物のように参加人組合員も『八丁味噌』の生産者としてマスコミ等に露出しており、『八丁味噌』という名称が岡崎2社の生産する味噌のみを指すと需要者が認識しているとはいえない。さらに、同⑤のとおり、味噌の表示を管理する全国味噌業公正取引協議会が、愛知6社の八丁味噌を含む八丁味噌を当該地域で古くから認知された特徴を備え、その呼称がよく使われているものと認識していたことは、需要者が当該認識を有していたことの証左である。

（イ）また、理由第2.2(2)イ（ア）から（ウ）に述べたとおり、『八丁味噌』は「名古屋めし」の代表的な調味料として愛知県内に定着し、愛知県の特産品として広く認知されているという社会的評価が形成されていることが認められ、これには愛知6社の大きな貢献がある。そして、本件先行申請に対する意見書の添付資料として参加人が提出した資料（広告代理店が実施した『「八丁味噌」に関する調査』と題するアンケート結果）調査の結果を見ると、八丁味噌は名古屋の味

噌とする回答と愛知県の味噌とする回答を併せて47.7%を占めており、これによっても『八丁味噌』が岡崎市に限ったものではなく、愛知県の特産品として認知されていることを示す一つの根拠とすることができる。」

(ウ) また、「八丁味噌」が岡崎市の地域産業資源に指定されていること及び「三河産大豆の八丁味噌」が産地を愛知県岡崎市八帖町（旧八丁村）として「本場の本物」に認定されていることについては、次のように述べている。

「地域産業資源の指定の根拠となる地域産業資源活用事業促進法は、地域産業資源を活用する中小企業者に対し経済的な支援措置等を講ずることを通して地域資源の活用を促進することを目的とする制度である。また、『本場の本物』は地域食品ブランドの表示基準を策定し食文化を守り育てるという目的のもと、民間が独自に設けた制度である。これらの制度に対し、地理的表示法は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Cの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づき特定農林水産物等の名称を知的財産として保護する制度である。

岡崎市の八丁味噌に係る『地域産業資源』の指定や、『三河産大豆の八丁味噌』に係る『本場の本物』の認定は、それら指定や認定に係る『八丁味噌』以外に『八丁味噌』が生産されていることを否定するものではなく、『八丁味噌』自体の名称使用を規制するものでもない。他方、地理的表示保護制度においては、当該特定農林水産物の名称の不正使用については罰則の適用も含めた措置を伴って知的財産たる名称の保護を図るものであるから、登録によって利害関係者が不利益を被る可能性について審査する必要がある。『八丁味噌』の登録にあたっては、岡崎市が発祥であり、岡崎2社が古来の伝統製法を相対的に維持してきたことは認められるが、岡崎市から『八丁味噌』が歴史的にどのように生産拡大され、名称使用されてきたか等も考慮する必要がある。このように、両者は目的及び効果が異なる制度であるから、『地域産業資源』の指定や、『本場の本物』の認定等と、地理的表示登録の要件とは異なる。したがって、岡崎市の八丁味噌に係る『地域産業資源』の指定や、『三河産大豆の八丁味噌』に係る『本場の本物』の認定と本件処分とは何ら矛盾するものではない。」

(エ) また、「八丁味噌」が、不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に掲げる行為を組成する名称であるかについては、「八丁味噌」の名称は岡崎2社以外にも用いられていること、過去の裁判例（東京高等裁判所平成2年4月12日判決（平成元年（行ケ）112））においても、「『八丁味噌』なる文字部分に取引上識別機能があると認めることはできない」と述べられていることを理由に、これを否定している。

## 第4 第1審 東京地裁

### 1 事案

ア 県組合が、平成29年12月15日、地理的表示法12条1項に基づき、特定農林水産物等の登録（本件処分）を受けた。

イ Xは、同月16日頃、本件処分があったことを知った。

ウ 八丁組合は、平成30年3月14日、本件処分について、審査請求をなし、令和3年3月19日、本件審査請求を棄却する裁決（以下「本件裁決」という。）がなされた。

エ 原告は、令和3年9月17日、本件処分の取消しを求める本件訴えを提起した。

### 2 判旨

裁判所は、出訴期間を徒過しているとして、訴えを却下した。

「前提事実によれば、原告は、平成29年12月16日頃、本件処分があったことを知ったところ、原告は、令和3年9月17日、本件処分の取消しを求める本件訴えを提起したことが認められる。そうすると、本件訴えの提起は、本件処分があったことを知った日から6か月を経過してされたものであるから、行訴法14条1項本文所定の出訴期間を徒過しているものと認められる。<sup>6</sup>

したがって、本件訴えは、出訴期間を経過したものとして、同項ただし書にいう「正当な理由」がない限り、不適法である。」<sup>7</sup>

そして、正当な理由については、Xは、本件裁決後、八丁組合の組合員である合資会社八丁味噌が本件処分の取消しを求める訴えの提起に消極的になったため、八丁組合は、結局上記訴えを提起せず、Xが単独で訴えざるを得なかったと主張したが、裁判所は、内部事情にすぎず、正当な理由を基礎づける事情ではないと判断した。

また、Xの権利救済の必要性について、裁判所は、次のように、判示した。

「本件を実質的にみても、原告は、少なくとも平成31年2月1日から7年間は『八丁味噌』の表示を使用することができ、その7年経過後も、本件登録八丁味噌との混同を防ぐのに適当な表示を付せば、『八丁味噌』の表示を使用することができるほか、証拠（乙17、38ないし49）及び弁論の全趣旨によれば、八丁味噌の発祥は、原告が製造販売する八帖町であるものの、その製造地域は、昭和初期には周辺地域に広がり、その後愛知県全域にまで及ぶに至っており、これに関する社会の認知も同じく広がっている事実が現に認められるのであって、原告が当該事実を受け入れるなどし、本件登録八丁味噌につき、八丁組合が地理的表示法15条1項に基づく生産者団体を追加する変更の登録を受ければ、原告は、「八丁味噌」の表示を何らの制限なく使用することができるのである。

そうすると、仮に原告の見解に立って、権利救済の必要性をいう原告の主張を検討しても、上記の事情を踏まえると、同主張は採用の限りでない。」

## 第5 控訴審 知財高裁

### 1 事案

原判決が、Xの訴えを却下したため、Xが控訴した。

知財高裁は、次のように述べて、控訴を棄却した。

---

### 6 行政事件訴訟14条

第十四条 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知った日から六箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2 取消訴訟は、処分又は裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3 処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤って審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知った日から六箇月を経過したとき又は当該裁決の日から一年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

7 Xは、八丁組合による審査請求は、実質的にXによるものであるとして、行訴法14条3項の「審査請求した者」にあたりと主張したが、裁判所は、Xと八丁組合は法人格を異にするとして、これを否定した。

## 2 判旨

### (1) 出訴期間経過について

「本件訴えは、行訴法14条1項所定の出訴期間経過後に提起されたものであり、同条1項ただし書所定の『正当な理由』があるとは認められないから、不適法として却下すべきであり、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。」

### (2) 救済の必要性及び営業の自由の侵害について

また、裁判所は、Xの救済の必要性及び営業の自由の侵害について、「念のため」として、次のように判断した。

#### 記

#### (イ) a 本件登録八丁味噌の確立した特性について

当事者間に争いのない事実の他、別紙掲記の証拠によれば、八丁味噌の概要、本件登録八丁味噌の製造方法、八丁味噌の製造販売の歴史等、八丁味噌の生産地域とそれに対する社会の認知、「名古屋めし」の調味料としての八丁味噌の使用等について、別紙記載の事実が認められ、その認定事実に鑑みると、本件登録八丁味噌は、愛知県内で長期間にわたって生産され、八丁味噌の名称を付して販売されて流通し、「名古屋めし」の代表的な調味料として愛知県に定着し、愛知県の特産品として認知され、その価格においても通常の豆味噌と区別されて高値とされており、これによれば、本件登録八丁味噌は、一般の豆味噌とは異なる社会的評価を受けるもので、地理的表示法2条2項2号の「確立した特性」を有するものと認められる。

#### b 手続の適正について

本件処分及び本件裁決の経緯は次のとおりであったと認められる。

県組合は、平成27年6月24日、本件申請を行い、平成29年6月15日に登録申請の公示がされ(甲2)、3か月の意見書提出期間を経た後、同年12月12日に開催された地理的表示(GI)登録に係る学識経験者委員会において登録可否の検討が行われた(乙5)。その後、処分行政庁(農林水産大臣)は、本件申請について、地理的表示法13条1項の登録拒否事由の存否について審査を行い、登録を拒否すべき事由はないものと判断し、平成29年12月15日、本件処分を行い、同日、登録内容の公示が行われた(甲3)。

八丁組合は、平成30年3月14日、審査庁(農林水産大臣)に対し、本件審査請求をした(乙1)。審査庁は、令和元年5月27日、行政不服審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問をしたが、行政不服審査会は、同年9月27日付けで、「本件審査請求については、参加人愛知県味噌溜醤油工業協同組合による特定農林水産物等の登録の申請に地理的表示法13条1項3号イに該当する登録拒否事由がないかについて、更に調査検討を尽くす必要があるから、本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の諮問に係る判断は、現時点においては妥当とはいえない。」とする答申(行審第228号(令和元年度答申第35号))をした(甲24)。審査庁は、上記答申を踏まえ、「確立した特性」の認定等について専門的な見地から調査検討を行うため、「『八丁味噌』の地理的表示登録に関する第三者委員会」(以下「第三者委員会」という。)を設置した。第三者委員会は、令和3年3月12日、審査庁に対し、調査検討の結果をまとめた報告書(以下「本件報告書」という。甲25)を提出し、同委員会は本件報告書において、「『八丁味噌』の確立した特性としての社会的評価の認定についての処分庁の判断は適当である」と結論付けた(甲25〔24頁〕)。審査庁は、同月19日、本件審査請求を棄却する旨の本件裁決をした(甲26)。

上記経緯に照らせば、本件処分及び本件裁決の手続は適正であったものと認められる。

#### (ウ) 控訴人による「八丁味噌」の名称の使用について

改正法により先使用权の期間は7年に制限されたものの、控訴人は、平成31年2月1日から（前記第2の2(2)）7年の間は、その製品に「八丁味噌」という名称を使用することができ、7年を経過した後においても、「GI登録製品ではありません」等と明示するなど、地理的表示法の登録製品との混同を防ぐのに適当な表示を付せば、その製品に「八丁味噌」という名称を使用することができる（改正後地理的表示法3条2項4号）。

また、八丁組合は、登録に係る特定農林水産物等と生産地が同じであるから、特定農林水産物等の生産者団体に追加する変更の登録を受けることができ（改正後地理的表示法15条）、八丁組合を構成する生産業者が、既存の登録生産者団体に加入することも可能である。

そして、地理的表示法上、特定農林水産物等の特性が保持される限り、登録簿の生産の方法以上の基準を各登録生産団体の明細書や生産行程管理業務規程に規定し、登録に係る特定農林水産物等の中で差別化を図ることは可能である。その際、生産者団体を追加する変更の登録申請を行う生産者団体は、既に登録を受けている生産者団体と協議しなくとも、自らの判断で伝統的な生産方法等を規定した明細書等を作成し、生産者団体追加登録の申請を行うことが可能である。また、既に登録を受けている生産者団体と追加登録を望む団体との協議により、登録簿において、生産の方法の中に伝統的製法を遵守した製品のみが使用できる種類名を定めることが可能であり、「八丁味噌」について、登録された生産の方法と差別化した伝統的な製法を登録簿の「生産の方法」欄に追加し、追加した製法に適合する八丁味噌について、例えば「元祖八丁味噌」の名称を使用する旨定める等の方法により、その区別を登録簿に規定することも、改正後地理的表示法に規定する各要件を充足する限り可能である。

#### (エ) a 先使用权について

控訴人は、先使用权があるとしても、本件処分による控訴人の権利の制約は大きい旨主張する（前記第3の3〔控訴人の主張〕(2)ア）。

しかし、前記(ウ)のとおり、地理的表示法に基づく特定農林水産物等の登録を受けなくても、先使用の期間内は、混同防止表示なしに「八丁味噌」という名称を使用することができ、先使用期間経過後も、混同防止表示を付して「八丁味噌」という名称を使用することができる上、既に登録を受けている生産者団体と協議しなくとも、自らの判断で伝統的な生産方法等を規定した明細書等を作成し、生産者団体追加登録の申請を行うことが可能であるし、また、既に登録を受けている生産者団体との協議により、登録簿において、生産の方法の中に伝統的製法を遵守した製品のみが使用できる種類名を定めることが可能である。そうすると、本件処分により、控訴人が、従前と全く同じように「八丁味噌」という名称を使用できなくなる可能性があるとしても、上記の事情を考慮すると、控訴人の権利の制約が大きいとはいえない。

#### b 混同防止表示について

控訴人は、先使用权が消滅した後に混同防止表示を付すことは非現実的である旨主張する（前記第3の3〔控訴人の主張〕(2)イ）。

しかし、前記(ウ)のとおり、「GI登録製品ではありません」等と明示するなどにより、混同防止表示を付すことができるものであって、一般に食品に対しては、GI表示以外にも、食品衛生関係や商標関係で一定の表示が必要とされる場合があることを考えると、混同防止表示の負担が多大であるとは認められない。また、取引の継続性、外国における商品の販売額の変動等は、「八丁味噌」という名称の使用以外にも様々な要因によるものと認められるから、先使用权消滅によりこれらが直ちに大きな影響を受けると認めるに足る証拠はない。さらに、混同防止表示を付した商品が流通することは、地理的表示法の予定するところであり、それによって消費者に多大な混乱をもたらすと認めるに足る証拠はない。加えて、混同防止表示を付した上で

も、控訴人の商品の優れた点や独自性を宣伝して販売することは可能である。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

c 八丁味噌の生産地域等について

控訴人は、控訴人及び合資会社八丁味噌の生産する八丁味噌と、それ以外の県組合6社を含む愛知県内の業者が生産する豆味噌は、歴史的経緯や生産方法が異なること、県組合に加入する会社の豆味噌のほとんどは業務用であること、農林水産省による販売データ（POSデータ）の調査等から、八丁味噌の生産地域や、生産地域として認識される領域が、愛知県全域まで及ぶに至っていない旨主張する（前記第3の3〔控訴人の主張〕(2)ウ）。

しかし、前記（イ）aのとおり、別紙記載の事実が認められ、それによれば、本件登録八丁味噌は、品質や製法に一般的な豆味噌と異なる特徴を有するものであり、歴史的にみても、愛知県内の岡崎市八丁町以外の地域でも相当の期間及び規模にわたって八丁味噌が生産されており、八丁味噌の生産地域や、生産地域として認識される領域は、愛知県全域まで及んでいると認められる。

以上によれば、本件登録八丁味噌は、一般の豆味噌とは異なる社会的評価を受けるものであって、地理的表示法2条2項2号の「確立した特性」を有するものと認められるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

d 生産者団体を追加する変更の登録等について

控訴人は、本件処分により登録された生産方法は、控訴人及び合資会社八丁味噌の伝統的な生産方法とは異なり、大量生産が可能なものであり、そのような方法によって生産されたものに八丁味噌の表示を使用できるとするならば、八丁味噌の価値を棄損すること、そのため、控訴人としては、現在登録されている生産方法が維持されたままで、八丁組合を生産者団体として追加する変更登録を受けることはあり得ないと考えており、したがって、そのような変更登録を受けることにより八丁味噌の名称を使用できることをもって、控訴人に本件処分による不利益がないということとはできない旨主張する（前記第3の3〔控訴人の主張〕(2)エ）。

しかし、前記（イ）aのとおり、本件登録八丁味噌は、一般の豆味噌とは異なる社会的評価を受けるもので、地理的表示法2条2項2号の「確立した特性」を有するものと認められるから、本件処分により登録された生産方法により生産されたものに八丁味噌の表示を使用できるとしても、八丁味噌の価値を棄損するとは認められない。また、前記（ウ）のとおり、地理的表示法上、生産者団体を追加する変更の登録申請を行う生産者団体は、既に登録を受けている生産者団体と協議しなくとも、自らの判断で伝統的な生産方法等を規定した明細書等を作成し、生産者団体追加登録の申請を行うことが可能であるし、既に登録を受けている生産者団体と追加登録を望む団体の協議により、登録簿において、生産の方法の中に伝統的製法を遵守した製品のみが使用できる種類名を定めることが可能である。そのため、「八丁味噌」について、登録された生産の方法と差別化した伝統的な製法を登録簿の「生産の方法」欄に追加し、追加した製法に適合する八丁味噌について、例えば「元祖八丁味噌」の名称を使用する旨定める等の方法により、その区別を登録簿に規定することも、改正後地理的表示法に規定する各要件を充足する限り可能である。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

e 控訴人の救済の必要性について

前記 a ないし d において述べたところによれば、控訴人の権利救済の必要性が極めて大きいという控訴人の主張（前記第3の3〔控訴人の主張〕(2)オ）は、採用することができない。

(オ) a 地理的表示法及び本件処分の目的について

控訴人は、地理的表示法及び本件処分の目的について主張するところ（前記第3の3〔控訴人

の主張] (3)ア)、地理的表示法の規定等に照らし、同法の目的の一つが、品質、社会的評価その他の確立した特性が生産地と結びついている農林水産物について、その名称が不正使用されるのを防ぎ、生産業者の保護等を図ることにあり、本件処分の目的の一つが、海外において「八丁味噌」の名称を使用した粗悪品が販売されることを防ぐことにあることは認められる。

b 規制手段としての合理性の有無について

控訴人は、本件処分は、①地理的表示登録に係る学識経験者委員会における学識経験者からの意見が開示されない（甲66、甲67）等、検討過程が明らかにされていないこと、②県組合の組合員が生産する味噌と、控訴人及び合資会社八丁味噌が生産している味噌を同一視しているものであり、事実認定に誤りがあること、③調査が不十分であることから、規制手段として不合理であると主張する（前記第3の3〔控訴人の主張〕(3)イ）。

確かに、地理的表示登録に係る学識経験者委員会における学識経験者からの意見は、開示されていない（甲66、甲67、乙5）。しかし、本件処分に係る経過は、前記（イ）bのとおりであり、地理的表示登録に係る学識経験者委員会において登録可否の検討が行われた後、本件処分が行われたが、八丁組合が本件審査請求を行い、更に調査検討を尽くす必要がある旨の行政不服審査会の答申を踏まえ、第三者委員会が設置され、第三者委員会の本件報告書（甲25）を踏まえ、審査庁が、本件審査請求を棄却する旨の本件裁決をした（甲26）ものである。そして、本件報告書（甲25）及び裁決書（甲26）は公開されており、そこには、本件処分が本件登録八丁味噌について地理的表示法所定の特定農林水産物に該当すると認定したことを相当と判断する理由が詳細に記載されており、それによれば、十分な調査を経て、自然科学及び人文科学の学術的知見を踏まえた上で、本件処分における認定を相当と判断したことが示されている。

したがって、本件処分及び本件裁決は適正に行われたものと認められるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

c 控訴人が主張するその他の不合理性について

控訴人は、控訴人による追加申請を強制することの不合理性（前記第3の3〔控訴人の主張〕(3)ウ)、改正法により先使用を失わせることの不合理性（前記第3の3〔控訴人の主張〕(3)エ)、加工品への表示ができなくなることの不合理性（前記第3の3〔控訴人の主張〕(3)オ)、本件処分により控訴人がその他の影響を受けることによる不合理性（前記第3の3〔控訴人の主張〕(3)カ）を主張する。

しかし、前記（イ）aのとおり、本件登録八丁味噌は、一般の豆味噌とは異なる社会的評価を受けるもので、地理的表示法2条2項2号の「確立した特性」を有するものと認められ、控訴人が採用する伝統的生産方法によるものだけが八丁味噌であるという世間一般の認識があるとは認められないこと、前記（ウ）のとおり、本件処分のもとでも、控訴人が伝統的な生産方法を継続しつつ「八丁味噌」の名称を使用できるようにする方法があること等を考慮すると、控訴人の上記主張はいずれも採用することができない。

## 第6 検討

### 1 地理的表示保護制度の概要

本件事件は、地理的表示法に基づく登録をめぐる紛争であるところ、地理的表示保護制度については、それほど馴染みがないと思われる（筆者も含め）ことから、まず、同制度の概要を紹介する。<sup>8</sup>

(1) 概要

地理的表示保護制度は、生産地と結びついた特性を有する商品の名称を、特性や生産方法等の商品の基準とともに登録し、保護する制度である。

地理的表示（GI:Geographical Indication）保護制度は、WTO協定の附属書の一つであるTRIPS協定においても知的財産の1つとして位置付けられ<sup>9</sup>、世界100カ国を超える国で保護されている。日本では、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）に基づいて地理的表示が保護されている。<sup>10</sup>

(2) 地理的表示保護制度の大枠

### 1 地理的表示（GI : Geographical Indication）保護制度の大枠②

○ 我が国では「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（GI法）」（平成26年法律第84号）に基づき、地理的表示（GI）を保護。

制度の大枠	効果
<p>① 地域ならではの要因との結び付きを有する商品について、生産地や特性とともに、農林水産大臣が登録。 （登免税として9万円要。更新料は不要）</p> <p>② 生産地や生産方法等の基準を満たす商品を生産する生産者団体の構成員及びその商品を販売等する者は、地理的表示及びGIマークを使用できる。 ※ 登録内容を満たす商品を生産する地域の生産者は、登録団体への加入等により、地理的表示を使用可能。</p> <p>③ 地理的表示の不正使用は行政が取締り。</p>	<p>○ 登録産品のみが地理的表示とGIマークを独占的に使用。</p> <p>○ 国による取締により、訴訟の負担なく模倣品が排除可能。ブランド価値を守れる。</p> <p>○ 海外との相互保護の取決めのある国においても保護される。</p> <p>○ 地域と結び付いた商品の品質、製法、評判、ものがたりなどの魅力や強みが見える化。</p> <p>○ 国による登録やGIマークと相まってブランドを強化。</p> <p>○ これらにより、取引における説明や証明、需要者の信頼の獲得も容易に。</p> <p>○ 需要者にとっても、商品開発が容易になる、原料調達が安定する、SDGsへの貢献をアピールできるなどのメリット。</p>

農林水産省 輸出・国際局 / Export and International Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

2

農林水産省HPから引用

8 参考文献 農水知財基本テキスト編集委員会編「改訂版 攻めの農林水産業のための知財戦略」経済産業調査会P317～371、日弁連知的財産センター・弁護士知財ネット監修「農林水産関係知財の法律相談Ⅰ」青林書院P419～481

9 TRIPS協定における定義（第22条1）

「地理的表示」とは、ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。

10 酒類の地理的表示は別

酒類の地理的表示については、地理的表示法ではなく、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律86条の6第1項の規程に基づく「地理的表示に関する表示基準」により制度化されている。



ア 登録

地理的表示保護制度においては、製品について、その名称、生産地、品質等の特性、及び生産の方法等の基準とともに登録する（法12条2項）。登録がなされると、原則として、登録された特性を満たしていない製品に地理的表示を使用することはできない（法3条2項）。

イ GIマークの使用

登録製品には、GIマークを使用することができる（法4条1項）。登録製品以外には、GIマークを使用することができない（法4条2項）。なお、平成30年改正前は、地理的表示を使用する場合にGIマークの使用が義務づけられていたが、改正後は、任意化された。したがって、登録製品に地理的表示だけを付すことも、地理的表示とともにGIマークを付すことも選択できる。

ウ 行政による取締り

不正な地理的表示の使用、及び不正なGIマークの使用については、農林水産大臣が措置命令（法5条）をなすことができ、かかる措置命令に違反すると罰則が科される（法39条以下）。

エ 地域共有の財産

GIの登録は、生産業者を構成員とする団体が登録される。生産者団体の構成員でなかったとしても、その後に生産者団体に加入すれば、地理的表示もGIマークも使用できる。

(3) GI製品の主たる要件

登録の要件は、主に、製品に関する基準、製品の名称に関する基準、生産者団体、生産方法に関する基準に分けられる。その概要は、下表のとおりである。

### 5 GI製品の主たる要件

<p style="text-align: center;"><b>製品に関する基準</b> <small>(GI法第2条第2項等)</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定農林水産物等であること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の場所、地域等を生産地とするものであること</li> <li>・ 生産地ならではの自然的要因、人的要因との結び付きを有する品質、社会的評価その他の特性を有すること</li> <li>・ 特性が確立したものであること (=特性を有した状態で概ね25年以上の生産実績があること。ただし、国内外における周知性等を勘案して短縮可能。)</li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>製品の名称に関する基準</b> <small>(GI法第2条第3項及び第13条第1項第4号等)</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の場合には登録できない                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通名称であるとき</li> <li>・ 製品の名称が以下の製品に関する基準を満たす農林水産物等でないとき                             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 名称から産地を正しく特定できる</li> <li>② 名称から製品の特性を正しく特定できる</li> </ol> </li> <li>・ 既に商標登録されているとき (ただし、商標権者が、GI登録に同意している場合を除く。)</li> </ul> </li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>生産者団体、生産方法に関する基準</b> <small>(GI法第2条第5項及び第13条第1項第2号等)</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>生産行程を管理する生産者団体があること</u>（法人格は問わない）</li> <li>○ <u>生産者団体について、加入の自由が規約等に定められていること</u></li> <li>○ 生産者団体が、製品の特性を確保するための規程である「<u>生産行程管理業務規程</u>」を作成し、遵守できること</li> <li>○ 生産者団体が生産行程管理業務を実施するために必要な経理、人員体制を有すること</li> </ul>	

農林水産省 輸出・国際局 / Export and International Affairs Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

10

農林水産省HPから引用

2 本件事件の位置づけ - 製品の差別化との関係

八丁味噌をめぐる一連の事件は、X（または、Xを中心とする八丁組合）が、県組合による地理的表示法に基づく登録の取消を求めたものであり、Xの主張の骨子は、「八丁味噌」は、岡崎

2社が製造する豆味噌を指す名称であり、伝統製法と異なる製法で製造された愛知6社の豆味噌は「八丁味噌」ではなく、需要者にもそのように認識されているというものである。

これに対して、審査請求についての裁決においても、一審・控訴審判決における傍論においても、その議論の骨子は、「本件登録八丁味噌」は、愛知県内で長期間にわたって生産され、八丁味噌の名称を付して販売されて流通し、「名古屋めし」の代表的な調味料として愛知県に定着し、愛知県の特産品として認知され、その価格においても通常の豆味噌と区別されて高値とされており、本件登録八丁味噌は、一般の豆味噌とは異なる社会的評価を受けるというものである。

すなわち、Xは、同一の名称を用いる異なる特性の製品の存在を前提に、本来、伝統製法による製品のみGIによる保護を与えるべきであり、伝統製法でない製品について、GIによる保護を与えるべきではないと述べるのに対して、裁決等は、同一の名称を用いる異なる特性の製品を前提とすることなく、本件登録八丁味噌と他の豆味噌との違いに焦点を当てて、本件登録八丁味噌にGIの保護を与えるべきとしている。

その意味で、両者の議論は、かみ合っていないように思われる。

本件の結論はともかく、本件事件は、GI制度において、製品の差別化<sup>11</sup>をどのように扱うべきかという問題に一石を投じたものといえる。

### 3 GI登録による名称使用の規制

#### (1) GI登録によって、老舗が名称を使用できなくなるのか

メディア等では、本件判決等により、岡崎市の老舗が、「八丁味噌」なる名称を使用できなくなるというような議論もなされていた。

しかし、知財高裁の判決において、先使用（混同防止措置）、八丁組合を生産者団体として追加する変更等により、Xが「八丁味噌」を使用することは妨げられないことが、丁寧に説明されている。この点は、誤解の生じやすい点である。

そこで、以下では、登録による地理的表示の規制の及ぶ範囲について述べる。

#### (2) 地理的表示の規制の及ぶ範囲 原則

ア 登録により、原則として、登録産品以外に地理的表示を使用することはできない（法3条2項）

##### イ 表示の対象

農林水産物等だけでなく、加工品やこれらの包装（包装、容器、広告、価格表及び取引書類を

---

11 バルサミコ酢については、二段階の保護がなされている。参考までに紹介する。

①「アチェート バルサミコ デイ モデナ」は、農産物及び食品の地理的表示及び原産地名称の保護に関する2006年3月20日付理事会規則（EC）第510/2006号に基づき欧州委員会によりPGIとして指定されている。

②「アチェート バルサミコ トラディツィオナーレ デイ モデナ」は、2000年4月、農産物及び食品の地理的表示及び原産地名称の保護に関する1992年7月14日付理事会規則（EEC）第2081/92号に基づき欧州委員会によりPDOとして指定されている。伝統的な製法で製造されており、熟成には少なくとも12年を要する。

上記①②は、日本においても、地理的表示法により、別々に指定（No29、No30）されている。（[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/designation2/index.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/designation2/index.html)）

なお、外国の地理的表示については、申請は不要であり、農林水産大臣が指定（法23条）して、公示がなされる（法24条～28条）。

含む）に地理的表示を使用する場合も規制対象となる（法3条1項2項）。チラシやインターネット広告を通してのGIブランド価値にフリーライドすることを防止する観点から、平成30年改正により規制の範囲が拡大された（前掲法律相談P427）。

#### ウ 規制範囲を画する区分

登録産品が属する区分と同じ区分に属する農林水産物等に地理的表示を使用する場合に限って規制対象となる（法3条2項）。

#### エ 表示の態様

地理的表示と同一または類似する表示若しくは誤認させるおそれのある表示（法3条2項 平成30年改正）が規制対象となる。

### (3) 規制対象の例外

例外として、次の場合には、規制対象とならない（法3条2項1乃至5号）。

1号 登録産品を主な原材料とする加工品

2号 登録商標の使用 不正目的使用の場合を除く

3号 登録日前から商標を使用する権利を有する者による商標の使用

4号 先使用

登録前から不正の目的ではなく地理的表示を使用していた者は、登録後も、地理的表示を使用できる。登録から7年を経過後は、混同防止表示をすれば、使用することができる（法3条2項4号）。<sup>12</sup>

5号 農林水産例で定める場合 加工品の先使用（規則3条1項）等

### (4) 本件について

本件では、Xは、先使用により、7年間は、登録された地理的表示と同一である「八丁味噌」なる名称を使用することができる。また、7年経過後は、「GI登録産品ではありません」等と明示するなど、地理的表示法の登録産品との混同を防ぐのに適当な表示を付せば、その製品に「八丁味噌」という名称を使用することができる。

また、Xは、平成8年（1996年）4月25日、「まるや／図形／元祖 八丁味噌」なる構成の商標を出願し、平成10年（1998年）3月13日に登録第4122943号として商標登録されているので、この登録商標の使用を継続することはできる。

さらに、登録時に生産者団体の構成員でなかった者であっても、その後に生産者団体に加入等した場合には、地理的表示を使用することができる（法2条5項 生産者団体 加入困難な条件の禁止）ため、Xが県組合に加入すれば、地理的表示もGIマークも使用できる。

#### 12 法3条2項4号

登録の日前から不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく登録に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等若しくはその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示若しくは類似等表示を使用していた者及びその業務を承継した者が継続して、又はこれらの者から直接若しくは間接に当該農林水産物等（これらの表示が付されたもの又はその包装、容器若しくは送り状にこれらの表示が付されたものに限る。）を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者が、当該農林水産物等又はその包装等にこれらの表示を使用する場合（当該特定農林水産物等の登録の日から起算して七年を経過する日以後は、当該農林水産物等の生産地の全部が当該特定農林水産物等の生産地内にある場合であって、当該農林水産物等に当該特定農林水産物等との混同を防ぐのに適当な表示がなされているときに限る。）

また、生産者団体の事後追加も可能であり（法15条 生産者団体を追加する変更の登録）、八丁組合が、生産者団体に追加する変更の登録を受けることもでき、これにより、Xは、地理的表示もGIマークも使用できる。

さらに、知財高裁によれば、追加登録により伝統的製法の製品について「元祖八丁味噌」との名称を使用することを定めることも、要件を充足する限り可能としている（もっとも、両生産者団体の協議が必要）。

以上のとおり、Xは「八丁味噌」なる名称を使用することができなくなるわけではない。<sup>13</sup>

以 上

---

13 法的な見解ではなく、筆者の感想にすぎないが、「八丁味噌」にとって、伝統からしても、生産量からしても、中心的存在である岡崎2社を構成員に欠く生産者団体に、GI登録を認めるべきであったのか疑問が残る。岡崎2社が、GI登録により保護される生産者団体に含まれないなら、GI登録を拒否しつつ、岡崎2社も構成員に入ってはじめて、登録を認めることも可能であったのではなかろうか（特に、伝統的製法の製品については「元祖八丁味噌」の名称として、差別化を図るなら、岡崎2社も参加したのではないか）。